

○固定資産評価基準 平成18年度基準【部分掲載】(No.34 平成17年11月18日告示第1289号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)	平成14年07月09日	総務省告示第 409号・一部改正	(現No.27)
昭和39年01月25日	自治省告示第 3号・一部改正	(現No.02)	平成14年12月06日	総務省告示第 656号・一部改正	(現No.28)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)	平成16年01月27日	総務省告示第 105号・一部改正	(現No.29)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一)	平成17年01月04日	総務省告示第 1号・一部改正	(現No.30)
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)	平成17年03月07日	総務省告示第 239号・一部改正	(現No.31)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)	平成17年03月16日	総務省告示第 295号・一部改正	(現No.32)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)	平成17年08月11日	総務省告示第 886号・一部改正	(現No.33)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)	平成17年11月18日	総務省告示第1289号・一部改正	(現No.34)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)			
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)			
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)			
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)			
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)			
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)			
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)			
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)			
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)			
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)			
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)			
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)			
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)			
平成10年03月16日	自治省告示第 87号・一部改正	(現No.21)			
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)			
平成11年09月14日	自治省告示第198号・一部改正	(現No.23)			
平成12年01月28日	自治省告示第 12号・一部改正	(現No.24)			
平成12年09月01日	自治省告示第217号・一部改正	(現No.25)			
平成12年12月28日	自治省告示第306号・一部改正	(現No.26)			

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)

第3節 宅地

第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉地

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)

第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例 (一部改正:平12.01告示12号)

第1章 土地

第1節～第10節 略

第11節 その他 (追加:平08.12告示289号)

一 砂防指定地の評価 (一部改正:平11.09告示198号、一部改正:平14.12告示656号、一部改正:平17.08告示886号)

砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定に基づき指定された土地(以下「砂防指定地」という。)のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた2分の1を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、平成18年度から平成20年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。

二 特別緑地保全地区内の土地の評価 (一部改正:平17.11告示1289号)

都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区(首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条第1項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第6条第1項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。以下「特別緑地保全地区」という。)内の土地のうち山林の評価は、当該土地が特別緑地保全地区として定められていないとした場合の価額の2分の1に相当する価額によつて、宅地等の評価は、当該土地が緑地保全地区として定められていないとした場合の価額に、

当該土地の総地積に対する樹木の生育している部分の地積の割合に応じて、「画地計算法」（別表第3）の「がけ地補正率表」（附表7）1を適用した場合に得られる補正率を乗じた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。

三 大規模工場用地の評価（ただし書削除：平12.01告示12号、ただし書追加：平14.12告示656号）

大工場地区に所在する工場用地のうち大規模な工場用地として利用される土地（おおむね20万平方メートル以上のものに限る。以下「大規模工場用地」という。）の評価は、用途地区、第3節二（一）2（2）にいう地域等の区分を適切に行い、規模による価格の格差を反映させる方法によるものとする。ただし、規模の異なる大規模工場用地が連たんする場合等、さらに価格の格差を反映させる必要がある場合には、「大規模工場用地規模格差補正率表」（別表第7の3）により求めた補正率によつて、標準宅地の価格の補正を行い評価額を求める方法によるものとする。この場合において、市町村長は、大規模工場用地の状況に応じ、必要があるときは、「大規模工場用地規模格差補正率表」について、所要の補正をして、これを適用するものとする。

四 保安空地等の評価（第10節第四項追加：昭42.12告示180号、第10節から第11節に移項：平08.12告示289号）

法令の規定に基づいて、公共の危害防止めた1めに著しく広大な土地を保安上保有すべきことを義務づけられている者の所有する土地で自治大臣が定めるものの評価は、附近の類似の土地の価額の2分の1に相当する価額によつて、その価額を求める方法によるものとする。

第12節 経過措置（追加：平08.09告示192号、節繰下：平08.12告示289号）

一 宅地の評価において、第3節二（一）3（1）及び第3節二（二）4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法（昭和44年法律第49号）による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとする。この場合において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行うものとする。（後段追加：平12.01告示12号）

二 平成18年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成17年1月1日から平成17年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。

なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、平成17年1月1日から平成17年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合には、当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正した価額を基礎として求めるものとする。

（一部改正：平11.05告示132号、本項全改：平11.09告示198号、一部改正：平14.12告示656号、一部改正（本文・二号）：平17.08告示886号）

1 宅地の価額の修正は、次によるものとする。

（1）宅地の価額の下落状況を把握する。

（2）宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。

2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、平成17年1月1日から平成17年7月1日まででの下落状況を把握するものとする。

3 宅地の区分及び修正率の適用については、次に掲げる地域の区分によるものとする。

（1）第3節二（一）に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域

① 宅地の区分は、第3節二（一）2（1）に規定する商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等（これらを必要に応じ、更に繁華街、高度商業地区（I、II）、普通商業地区、高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区、大工場地区、中小工場地区、家内工業地区等に区分した場合には、当該区分した後の地区。以下これらを「用途地区」という。）を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価額の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

② ①の区分ごとに、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた価額に、市町村長が2によつて把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

（2）第3節二（二）に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

① 宅地の区分は、第3節二（二）2に規定する状況類似地区（以下「状況類似地区」という。）を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価額の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。

② ①の区分ごとに、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた価額に、市町村長が2によつて把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

三 鉱泉地の評価において用いる当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額及び前基準年度における価額は、第3節及び本節一によつて求めた評価額とする。（本項追加：平11.05告示132号）

第2章 家屋

第1節 略

第2節 木造家屋

一 評点数の算出方法（全改：平10.03告示87号）

1 木造家屋の評点数は、当該木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとし、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。（一項一部改正（算式全改）：平12.09告示217号）

〔算式〕

評点数＝再建築費評点数×経過年数に応ずる減点補正率

(経過年数に応ずる減点補正率によることが、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて適当でないと認められる場合にあつては、評点数=(部分別再建築費評点数×損耗の程度に応ずる減点補正率)の合計)

- 2 市町村長は、当該市町村に所在する木造家屋の状況に応じ、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」又は「三 比準による再建築費評点数の算出方法」のいずれかにより再建築費評点数を求めるものとする。ただし、在来分の木造家屋に係る再建築費評点数は「四 在来分の木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法」により求めるものとする。(全改:平12.01告示12号)

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

(後段削除:昭和47.12告示第304号、一部改正:平10.03告示87号)

木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて当該木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

[木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 木造家屋評点基準表の適用

木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の木造家屋に適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の木造家屋の構造の相違に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該木造家屋の本来の構造によりその適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(後段削除:昭和47.12告示第304号)
- (2) 木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 一棟(ひとつね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

2 床面積の算定

各個の木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室又はこれに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)

木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

(全改:平11.05告示132号、一部改正(建築設備、仮設工事追加):平14.07告示409号、一部改正(屋根、柱・壁体):平17.11告示1289号)

部分別	内 容								
(1) 屋 根	<p>建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根小屋組(やねこやくみ)、屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア 屋根小屋組(やねこやくみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)和小屋組(わごやくみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)、小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるき)</td> </tr> <tr> <td>(イ)洋小屋組(ようごやくみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(かつしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(つりづか)、方杖(ほうづえ)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるき)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ) 裏板(うらいた)(野地板(のじいた)又は野地小舞(のじこまい))、土居葺(どいぶき)(柿板(こけらいた)、檜板(ひのきいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦棧(かわらざん)、土留棧(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんぶきしあげ)材料(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)</p>	種 別	内 容	(ア)和小屋組(わごやくみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)、小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるき)	(イ)洋小屋組(ようごやくみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(かつしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(つりづか)、方杖(ほうづえ)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるき)		
種 別	内 容								
(ア)和小屋組(わごやくみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)、小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるき)								
(イ)洋小屋組(ようごやくみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(かつしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(つりづか)、方杖(ほうづえ)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるき)								
(2) 基 礎	<p>建物を支える建物の基脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)準備工事</td> <td>敷地整理(しきせいいり)、水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根伐(ねぎり)</td> </tr> <tr> <td>(イ)地業工事</td> <td>砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)</td> </tr> <tr> <td>(ウ)基礎工事</td> <td>石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア)準備工事	敷地整理(しきせいいり)、水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根伐(ねぎり)	(イ)地業工事	砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)	(ウ)基礎工事	石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分
種 別	内 容								
(ア)準備工事	敷地整理(しきせいいり)、水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根伐(ねぎり)								
(イ)地業工事	砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)								
(ウ)基礎工事	石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分								
(3) 外 壁	<p>建物の外周壁(がいしゅうへき)の壁面仕上(はきめんしあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> <tr> <td>(イ)大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア)真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)	(イ)大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)		
種 別	内 容								
(ア)真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)								
(イ)大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)								

(4) 柱・壁 体	建物の壁体骨組(へきたいほくぐみ)を構成する部分のうち土台、柱及び木製(もくせい)パネル等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 土台</td> <td>側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 柱</td> <td>通柱(とおししら)、管柱(くだしら)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 木製パネル</td> <td>横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかさん)、縦中棧(たてなかさん)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 枠組壁体</td> <td>上枠(うわわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)</td> </tr> <tr> <td>(オ) その他</td> <td>筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 土台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)	(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)	(ウ) 木製パネル	横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかさん)、縦中棧(たてなかさん)	(エ) 枠組壁体	上枠(うわわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)	(オ) その他
種 別	内 容											
(ア) 土台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)											
(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)											
(ウ) 木製パネル	横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかさん)、縦中棧(たてなかさん)											
(エ) 枠組壁体	上枠(うわわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)											
(オ) その他	筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)											
(5) 内 壁	間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(ましら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(ましら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)					
種 別	内 容											
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)											
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(ましら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)											
(6) 天 井	天井面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね 次のとおりである。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)</td> <td>釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天井板</td> </tr> <tr> <td>(イ) 格天井(ごうてんじょう)</td> <td>釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡板、塗装</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)	釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天井板	(イ) 格天井(ごうてんじょう)	釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡板、塗装					
種 別	内 容											
(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)	釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天井板											
(イ) 格天井(ごうてんじょう)	釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡板、塗装											
(7) 造 作	建物の装飾等の目的をもつて各部構造体に取り付けられるものをいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 敷居(しきい)、鴨居(かもい)、長押(ながし)、釣束(つりづか)、楣(まぐさ)、窓台(まどだい)、付鴨居(つけかもい)、畳寄(たたみよせ)、中束(なかづか)、無目(むめ)、上枠(うわわく)、壁枠(たてわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、欄間(らんま)、手摺(てすり)、床間(とこのま)(書院(しよいん)、脇床(わきど)を含む。)											
(8) 床	叩床(たたきゆか)、転床(ころばしゆか)、東立床(つかたてゆか)及び階上床(かいじょうゆか)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 叩床(たたきゆか)</td> <td>地盤面に直接割栗石(わりぐりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 転床(ころばしゆか)</td> <td>玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 東立床(つかたてゆか)</td> <td>束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根拵貫(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 階上床(かいじょうゆか)</td> <td>梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 叩床(たたきゆか)	地盤面に直接割栗石(わりぐりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。	(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。	(ウ) 東立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根拵貫(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)	(エ) 階上床(かいじょうゆか)	梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)	
種 別	内 容											
(ア) 叩床(たたきゆか)	地盤面に直接割栗石(わりぐりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。											
(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。											
(ウ) 東立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根拵貫(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)											
(エ) 階上床(かいじょうゆか)	梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)											
(9) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふすま)、障子(しょうじ)、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口戸等をいう。											
(10) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。											
(11) 仮設工事	敷地の仮囲(かりがこい)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。											
(12) その他工事	(1)から(11)までのいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひさし)、樋(とい)及び階段等がこれに含まれる。											

4 評点項目及び標準評点数

- (1) 「評点項目」は、木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の1円を一点として表しているものである。(一部削除:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつ

て平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

5 補正項目及び補正係数

(1) 木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」の欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によって標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。

(2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものであるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三 比準による再建築費評点数の算出方法 (第三の二項追加:昭41.10告示142号、一部改正:平10.03告示87号、一部削除:平12.01告示12号)

比準による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号、一部削除:平12.01告示12号)

1 当該市町村に所在する木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として定める。(一部改正:平10.03告示87号)

2 標準木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。(一部改正:平10.03告示87号、一部改正:平12.01告示12号)

3 標準木造家屋以外の木造家屋で当該標準木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下本項において「比準木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準木造家屋と当該標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を考慮し部分別再建築費評点数又は再建築費評点数に比準して付設する。

(一部改正:平10.03告示87号、一部改正:一項繰上:平12.01告示12号)

四 在来分の木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法

(本項追加:平12.01告示12号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

在来分の木造家屋に係る再建築費評点数は、次の算式によつて求めるものとする。ただし、当該市町村に所在する在来分の木造家屋の実態等からみてこの方法によることが適当でないと認められる場合又は個々の在来分の木造家屋に地方税法第349条第2項各号に掲げる事情があることによりこの方法によることが適当でないと認められる場合においては、二又は三によつて再建築費評点数を求めることができるものとする。

(算式)

再建築費評点数 = 基準年度の前年度における再建築費評点数 × 再建築費評点補正率

1 基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準 第2章第1節、第2節及び第4節一によつて求めたものをいう。

2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。

五 損耗の状況による減点補正率の算出方法 (一項繰上:平12.01告示12号)

木造家屋の損耗による減点補正率は、経過年数に応ずる減点補正率によるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合においては、損耗の程度に応ずる減点補正率によるものとする。

木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平12.09告示217号)

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

(1) 経過年数に応ずる減点補正率(以下本節において「経年減点補正率」という。)は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、木造家屋の構造区分及びその延べ床面積1.0m²当たり再建築費評点数の区分に従い、「木造家屋経年減点補正率基準表」(別表第9)に示されている当該木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平12.09告示217号)

(2) 木造家屋の損耗が積雪又は寒冷によつて増大する地域に属する市町村に所在する木造家屋の経年減点補正率は、木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、「積雪地域又は寒冷地域の級地の区分」(別表第9の2)に定める市町村ごとの積雪地域又は寒冷地域の級地の区分に応じ次表に掲げる率(当該市町村が積雪地域又は寒冷地域に該当するときは、それぞれの率を合計して得た率とし、その率が百分の二十五を超えるときは百分の二十五とする。)を一から控除して得られる補正率を乗じたものによるものとする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。なお、別表第9の2に掲げる市町村が関係する廃置分合又は境界変更(以下本節において「廃置分合等」という。)があつた場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村(以下本節において「廃置分合等後の市町村」という。)の区域のうち廃置分合等の日の前日において別表第9の2に掲げる市町村のいずれかに該当した部分に係る積雪地域又は寒冷

地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の市町村の区域に適用された級地の区分を適用するものとし、同節五 1 (2) 後段の規定の適用を受ける市町村が関係する廃置分合等があった場合における当該廃置分合等後の市町村の区域のうち廃置分合等の日の前日において同節五 1 (2) 後段の規定の適用を受けた部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の部分に同節五 1 (2) 後段の規定により適用することとされた級地の区分を適用するものとする。

(一部改正:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号、なお書追加:平12.09告示217号)

率	積雪地域の率	寒冷地域の率
1 級 地	百分の十	百分の五
2 級 地	百分の十五	百分の八
3 級 地	百分の二十	百分の十
4 級 地	百分の二十五	百分の十三
5 級 地	—	百分の十五

(一部改正:昭44.12告示201号、全改:昭和47.12告示304号、全改:平05.11告示136号)

- (3) 経過年数が一年未満であるとき又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (4) 第 1 節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟(ひとむ)の木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれの部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

- (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」をいう。)は、「部分別損耗減点補正率基準表」(別表第10)によつて各部分別に求めた損耗残価率に、当該木造家屋について木造家屋経年減点補正率基準表によつて求めた経年減点補正率を乗じて各部分別に求めるものとする。損耗残価率は、各部分別の損耗の現況を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めたものであり、当該木造家屋の各部分別の損耗の程度に応じ、部分別損耗減点補正率基準表により求めるものとする。ただし、市町村長は、当該市町村に所在する木造家屋の損耗の程度、構造等の実態からみて部分別損耗減点補正率基準表を適用することが困難であると認める場合その他特に必要があると認める場合は、部分別損耗減点補正率基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。

(ただし書追加:平12.01告示12号、一部改正:平12.09告示217号)

- (2) 損耗減点補正率は、木造家屋の各部分別ごとに、当該部分別を通じた損耗の状況に応じて一の損耗減点補正率を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号、全改:平12.09告示217号)

六 需給事情による減点補正率の算出方法 (一項繰下:平12.01告示12号)

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている木造家屋、所在地域の状況によりその価格が減少すると認められる木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第 3 節 非木造家屋

一 評点数の算出方法 (全改:平10.03告示87号)

- 1 非木造家屋の評点数は、当該非木造家屋の再建築費評点数を基礎として、これに損耗の状況による減点補正率を乗じて付設するものとし、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該非木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

〔算式〕

評点数 = 再建築費評点数 × 経過年数に応ずる減点補正率

(経過年数に応ずる減点補正率によるものが、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて適当でないとして認められる場合にあつては、評点数 = (部分別再建築費評点数 × 損耗の程度に応ずる減点補正率) の合計) (一部改正:平12.09告示217号)

- 2 市町村長は、当該市町村に所在する非木造家屋の状況に応じ、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」又は「三 比準による再建築費評点数の算出方法」のいずれかにより再建築費評点数を求めるものとする。ただし、在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数は「四 在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法」により求めるものとする。(全改:平12.01告示12号)

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

非木造家屋の再建築費評点数は、当該非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

非木造家屋評点基準表によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて当該非木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次の「非木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

〔非木造家屋再建築費評点数の算出要領〕

1 非木造家屋評点基準表の適用

非木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の非木造家屋に適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の非木造家屋の構造の相違に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該非木造家屋の本来の構造によりその適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。

- (2) 非木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき非木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該非木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る非木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 一棟(ひとむね)の建物で二以上の異なる構造を有する部分のある非木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する非木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定 (一部改正:平11.05告示132号)

各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる非木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室、エレベーター室又はこれらに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

(表一部改正:昭47.12告示304号、表全改:平11.05告示132号、表一部改正:平17.11告示1289号)

部分別	内容
(1) 主体構造部	(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、これを鉄筋で補強し、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (鉄骨造) 形鋼と鋼板とを組合せ、ボルト接合又は溶(よう)接によつて構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (れんが、 コンクリート ブロック造) れんが又はコンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、通常鉄筋で補強した基礎、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。
(2) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ねぎり)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭打地業(くいちじぎょう)及び割栗地業(わりくりじぎょう)等をいう。
(3) 外周壁骨組	建物の外周壁(がいしゅうへき)の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(4) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。
(5) 外部仕上	建物の外周壁(がいしゅうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(6) 内部仕上	建物の内周壁(ないしゅうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(7) 床仕上	床の仕上部分とその下地部分をいう。
(8) 天井仕上	天井の仕上部分とその下地部分をいう
(9) 屋根仕上	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等を除いた屋根葺下地(やねぶきたり)、仕上部分、防水層等をいう。
(10) 建具	窓、出入口等の建具及びその取付枠(とりつけわく)並びにスチールシャッター等をいう。
(11) 特殊設備	劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手摺(てすり)等に別に装飾を施したもの等をいう。
(12) 建築設備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。
(13) 仮設工事	敷地の仮囲(かりがこい)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、足場、工事仮事務所等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
(14) その他の工事	(1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。

(表一部改正:昭47.12告示304号、表全改:平11.05告示132号)

4 評点項目及び標準評点数

(1) 「評点項目」は、非木造家屋の構造に応じ、非木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点表を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な非木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、非木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一円を一点として表しているものである。(一部改正:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号)

(3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分の二以上の評点項目に該当する工事が施工され

ているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準標準数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

- (4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、各部分の使用資材等の数量が明確なときは、当該使用資材等に適用されるべき標準評点数に当該数量を乗じて当該部分の再建築費評点数を求めるものとする。この場合において、当該数量を乗じる標準評点数は「単位当たり標準評点数」(別表第12の2)に定める標準評点数とする。なお、「単位当たり標準評点数」について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、「単位当たり標準評点数」について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。(全改:平11.05告示132号、全改:平12.01告示12号)

5 補正項目及び補正係数

- (1) 非木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によつて標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (2) 4(4)の規定に基づき各部分別に再建築費評点数を求める場合は、施工の程度に応ずる必要な補正を行うものとする。(本号追加:平12.01告示12号)

- (3) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものであるものとする。(一号繰下:平12.01告示12号)

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三 比準による再建築費評点数の算出方法

(本項追加:昭41.10告示142号、一部改正・一項繰下:平10.03告示87号、項番号(旧二の三)変更:平12.01告示12号)

比準による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

- 1 当該市町村に所在する非木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき非木造家屋を標準非木造家屋として定める。(一部改正:平10.03告示87号)

- 2 標準非木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。

(一部改正:平10.03告示87号、一部改正:平12.01告示12号)

- 3 標準非木造家屋以外の非木造家屋で当該標準非木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下本項において「比準非木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準非木造家屋と当該標準非木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を考慮し、当該標準非木造家屋の部分別再建築費評点数又は再建築費評点数に比準して付設するものとする。(一部改正:平12.01告示12号)

四 在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数の算出方法

(本項追加:平12.01告示12号、一部改正(算式):平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

在来分の非木造家屋に係る再建築費評点数は、次の算式によつて求めるものとする。ただし、当該市町村に所在する在来分の非木造家屋の実態等からみてこの方法によることが適当でないと認められる場合又は個々の在来分の非木造家屋に地方税法第349条第2項各号に掲げる事情があることによりこの方法によることが適当でないと認められる場合においては、二又は三によつて再建築費評点数を求めることができるものとする。

(算式)

再建築費評点数 = 基準年度の前年度における再建築費評点数 × 再建築費評点補正率

- 1 基準年度の前年度における再建築費評点数は、前基準年度に適用した固定資産評価基準第2章第1節、第3節及び第4節一によつて求めたものをいう。

- 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。

五 損耗の状況による減点補正率の算出方法 (二項繰下:平12.01告示12号)

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、経過年数に応ずる減点補正率によるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でないと認められる場合においては、損耗の程度に応ずる減点補正率によるものとする。

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平12.09告示217号)

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

- (1) 経過年数に応ずる減点補正率(以下本節において「経年減点補正率」という。)は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものである。非木造家屋の構造部分に従い、「非木造家屋経年減点補正率基準表」(別表第13)に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。(一部改正:平12.09告示217号)

- (2) 第2節五1(2)の表中「率」の欄に定める積雪地域の率と寒冷地域の率を合計した率(以下本節にお

いて「木造家屋に係る積雪寒冷補正率」という。)が百分の十八以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋(その構造が「軽量鉄骨造」、「れんが造」又は「コンクリートブロック造」のものに限る。以下本節において同じ。)に対する経年減点補正率は、非木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、百分の三(木造家屋に係る積雪寒冷補正率が百分の二十五以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋にあっては、百分の五)を一から控除して得られる補正率を乗じて得た率とする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。なお、別表第9の2に掲げる市町村が関係する廃置分合又は境界変更(以下本節において「廃置分合等」という。)があつた場合における当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村(以下本節において「廃置分合等後の市町村」という。)の区域のうち廃置分合等の日の前日において別表第9の2に掲げる市町村のいずれかに該当した部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の市町村の区域に適用された級地の区分を適用するものとし、同節5(2)後段の規定の適用を受ける市町村が関係する廃置分合等があつた場合における当該廃置分合等後の市町村の区域のうち廃置分合等の日の前日において同節5(2)後段の規定の適用を受けた部分に係る積雪地域又は寒冷地域の級地の区分については、当該部分に対応する従前の部分に同節5(2)後段の規定により適用することとされた級地の区分を適用するものとする。

(追加:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平12.01告示12号、なお書追加:平12.09告示217号)

- (3) 経過年数が一年未満であるとき又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。(一号線下:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)
- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟(ひとね)の非木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれ部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該非木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。(一号線下:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

- (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」という。)は、部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に求めた損耗残価率に、当該非木造家屋について非木造家屋経年減点補正率基準表によつて求めた経年減点補正率を乗じて各部分別に求めるものとする。損耗残価率は、各部分別の損耗の現況を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めたものであり、当該非木造家屋の各部分別の損耗の程度に応じ、部分別損耗減点補正率基準表により求めるものとする。ただし、市町村長は、当該市町村に所在する非木造家屋の損耗の程度、構造等の実態からみて、部分別損耗減点補正率基準表を適用することが困難であると認める場合その他特に必要があると認める場合は、部分別損耗減点補正率基準表について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。(一部改正:ただし書追加:平12.01告示12号、一部改正:平12.09告示217号)

- (2) 損耗減点補正率は、非木造家屋の各部分別ごとに、当該部分別を通じた損耗の状況に応じて一の損耗減点補正率を求めるものとする。(全改:平12.09告示217号)

六 需給事情による減点補正率の算出方法 (二項線下:平12.01告示12号)

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている非木造家屋、所在地域状況によりその価額が減少すると認められる非木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第4節 経過措置

(全改:昭和47.12告示第304号、全改:昭50.12告示252号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、全改:昭和59.12告示214号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、一部改正:平12.01告示12号、旧一項削除:平12.09告示217号、一部改正:平14.07告示409号)

一 固定資産税に係る平成18年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。(本項追加:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

- 1 第2節四に定める再建築費評点補正率(木造家屋) 0.98
- 2 第3節四に定める再建築費評点補正率(非木造家屋) 0.95

二 固定資産税に係る平成18年度から平成20年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。

(全改:平12.01告示12号、一項線下:平14.07告示409号、一部改正(文一部・表全改):平14.12告示656号、一部改正(文一部・表全改):平17.11告示1289号)

1 物価水準による補正率

物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都(特別区の区域)における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。

(1) 木造家屋

指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとする場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95

山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.90	大分市	0.90
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		

(2) 非木造家屋
全市町村を通じて1.00とする。

2 設計管理費等による補正率

設計管理費等による補正率は、工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額の費用を基礎として定めたものであつて、全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積がおおむね10平方メートル以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする

三 固定資産税に係る平成18年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成18年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が平成17年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の平成17年度の価額（平成17年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

（三項全改：平12.01告示12号、一項繰上・一部改正：平12.09告示217号、一部改正・一項繰下：平14.07告示409号、一部改正：平17.11告示1289号）

四 固定資産税に係る平成19年度又は平成20年度における在来分の家屋のうち、平成19年1月1日又は平成20年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ平成18年1月2日又は平成19年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成19年1月1日又は平成20年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成18年1月2日又は平成19年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。

（本項追加：平12.09告示217号、一部改正・一項繰下：平14.07告示409号、一部改正：平17.11告示1289号）

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の平成18年度の価額（平成18年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成19年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成20年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成19年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五 市町村長は、固定資産税に係る平成18年度における在来分の家屋のうち、平成18年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、平成18年度の価額を本節三によつて求めることが当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成18年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成18年度の価額を本節三によつて求めることが固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

（一部改正：平12.09告示217号、一部改正・一項繰下：平14.07告示409号、一部改正：平17.11告示1289号）

六 市町村長は、固定資産税に係る平成19年度又は平成20年度における在来分の家屋のうち、平成19年1月1日又は平成20年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その平成19年度又は平成20年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

（本項追加：平12.09告示217号、一部改正・一項繰下：平14.07告示409号、一部改正：平17.11告示1289号）

第3章 償却資産【略】

別表第1の1 田の比準表（略）

別表第1の2 畑の比準表（略）

別表第2 田又は畑の指定市町村表

（本表追加：平12.01告示12号、一部改正：平16.01告示105号、一部改正：平17.01告示1号、一部改正：平17.03告示239号、一部改正：平17.08告示886号、一部改正：平17.11告示1289号）

(田)

都道府県名	市町村名
北海道	美唄市
青森県	つがる市
岩手県	花巻市
宮城県	遠田郡 美里町
秋田県	大仙市
山形県	酒田市
福島県	伊達郡 桑折町
茨城県	桜川市
栃木県	芳賀郡 芳賀町
群馬県	群馬郡 群馬町
埼玉県	熊谷市
千葉県	香取郡 多古町

三重県	伊賀市
滋賀県	東近江市
京都府	南丹市
大阪府	貝塚市
兵庫県	小野市
奈良県	磯城郡 田原本町
和歌山県	伊都郡 高野口町
鳥取県	鳥取市
島根県	松江市
岡山県	加賀郡 吉備中央町
広島県	安芸高田市
山口県	阿武郡 阿東町
徳島県	那賀郡 羽ノ浦町

東京都	八王子市
神奈川県	平塚市
新潟県	新潟市
富山県	下新川郡 入善町
石川県	能美市
福井県	南条郡 南越前町
山梨県	南アルプス市
長野県	松本市
岐阜県	大垣市
静岡県	袋井市
愛知県	安城市

香川県	三豊市
愛媛県	伊予市
高知県	高岡郡 窪川町
福岡県	甘木市
佐賀県	小城市
長崎県	佐世保市
熊本県	上益城郡 益城町
大分県	宇佐市
宮崎県	都城市
鹿児島県	川辺郡 川辺町
沖縄県	名護市

(畑)

都道府県名	市町村名
北海道	河東郡 音更町
青森県	青森市
岩手県	北上市
宮城県	古川市
秋田県	横手市
山形県	米沢市
福島県	西白河郡 矢吹町
茨城県	真壁郡 真壁町
栃木県	下都賀郡 石橋町
群馬県	群馬郡 群馬町
埼玉県	深谷市
千葉県	茂原市
東京都	武蔵村山市
神奈川県	海老名市
新潟県	白根市
富山県	富山市
石川県	加賀市
福井県	大野市
山梨県	甲州市
長野県	塩尻市
岐阜県	不破郡 垂井町
静岡県	掛川市
愛知県	西尾市

三重県	亀山市
滋賀県	野洲市
京都府	相楽郡 山城町
大阪府	岸和田市
兵庫県	豊岡市
奈良県	宇陀市
和歌山県	伊都郡 かつらぎ町
鳥取県	東伯郡 北栄町
島根県	雲南市
岡山県	御津郡 御津町
広島県	尾道市
山口県	美祢郡 美東町
徳島県	吉野川市
香川県	三豊郡 豊中町
愛媛県	西条市
高知県	高岡郡 窪川町
福岡県	甘木市
佐賀県	伊万里市
長崎県	雲仙市
熊本県	菊池郡 菊陽町
大分県	豊後大野市
宮崎県	東諸県郡 国富町
鹿児島県	川辺郡 知覧町
沖縄県	中頭郡 中城村

- 別表第3 画地計算法 (略)
- 別表第4 宅地の比準表 (略)
- 別表第5 削除
- 別表第6 削除
- 別表第7の1 山林の比準表 (略)

別表第7の2 山林の指定市町村表

(本表追加:平12.01告示12号、一部改正:平16.01告示105号、一部改正:平17.01告示1号、一部改正:平17.08告示886号、一部改正:平17.11告示1289号)

都道府県名	市町村名
北海道	北見市
青森県	十和田市
岩手県	花巻市
宮城県	登米市
秋田県	由利本荘市
山形県	最上郡 金山町
福島県	東白川郡 棚倉町
茨城県	常陸大宮市
栃木県	大田原市
群馬県	吾妻郡 中之条町
埼玉県	秩父市
千葉県	夷隅郡 大多喜町
東京都	西多摩郡 奥多摩町
神奈川県	津久井郡 相模湖町
新潟県	岩船郡 山北町
富山県	氷見市
石川県	鹿島郡 中能登町
福井県	足羽郡 美山町
山梨県	南巨摩郡 南部町
長野県	中野市
岐阜県	下呂市
静岡県	浜松市
愛知県	豊田市

三重県	熊野市
滋賀県	甲賀市
京都府	船井郡 京丹波町
大阪府	河内長野市
兵庫県	佐用郡 佐用町
奈良県	吉野郡 川上村
和歌山県	有田郡 有田川町
鳥取県	八頭郡 八頭町
島根県	安来市
岡山県	苫田郡 鏡野町
広島県	廿日市市
山口県	山口市
徳島県	那賀郡 那賀町
香川県	仲多度郡 仲南町
愛媛県	西条市
高知県	吾川郡 仁淀川町
福岡県	八女郡 矢部村
佐賀県	藤津郡 嬉野町
長崎県	大村市
熊本県	菊池市
大分県	中津市
宮崎県	南那珂郡 北郷町
鹿児島県	始良郡 始良町
沖縄県	国頭郡 国頭村

- 別表第7の3 大規模工場用地規模格差補正率表 (略)
- 別表第8 木造家屋再建築費評点基準表 (略)

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
45,000点未満		45,000点以上 71,000点未満		71,000点以上 111,000点未満		111,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.58
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.56
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50
		17	0.29	17	0.38	17	0.48
		18	0.26	18	0.36	18	0.47
		19	0.23	19	0.34	19	0.45
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
				21	0.29	21	0.42
				22	0.27	22	0.40
				23	0.25	23	0.39
				24	0.22	24	0.37
				25以上	0.20	25	0.36
						26	0.34
						27	0.33
						28	0.31
						29	0.29
						30	0.28
						31	0.26
						32	0.25
						33	0.23
						34	0.22
						35以上	0.20

2 農家住宅用建物 (表題改正:平11.05告示132号)

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
48,000点未満		48,000点以上 84,000点未満		84,000点以上 109,000点未満		109,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.58
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.56
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50
		17	0.29	17	0.38	17	0.48
		18	0.26	18	0.36	18	0.47
		19	0.23	19	0.34	19	0.45
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
				21	0.29	21	0.42
				22	0.27	22	0.40
				23	0.25	23	0.39
				24	0.22	24	0.37
				25以上	0.20	25	0.36
						26	0.34

27	0.33
28	0.31
29	0.29
30	0.28
31	0.26
32	0.25
33	0.23
34	0.22
35以上	0.20

3 ホテル、旅館及び料亭用建物 (表題改正:平11.05告示132号)

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、
全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分									
46,000点未満		46,000点以上 73,000点未満		73,000点以上 116,000点未満		116,000点以上 145,000点未満		145,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.49	5	0.62	5	0.64	5	0.66	5	0.67
6	0.43	6	0.58	6	0.61	6	0.64	6	0.65
7	0.37	7	0.53	7	0.58	7	0.63	7	0.64
8	0.31	8	0.49	8	0.55	8	0.61	8	0.62
9	0.26	9	0.45	9	0.52	9	0.59	9	0.61
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49	10	0.57	10	0.59
		11	0.37	11	0.46	11	0.55	11	0.58
		12	0.33	12	0.44	12	0.53	12	0.56
		13	0.28	13	0.41	13	0.52	13	0.54
		14	0.24	14	0.38	14	0.50	14	0.53
		15以上	0.20	15	0.35	15	0.48	15	0.51
				16	0.32	16	0.46	16	0.50
				17	0.29	17	0.44	17	0.48
				18	0.26	18	0.42	18	0.47
				19	0.23	19	0.40	19	0.45
				20以上	0.20	20	0.39	20	0.43
						21	0.37	21	0.42
						22	0.35	22	0.40
						23	0.33	23	0.39
						24	0.31	24	0.37
						25	0.29	25	0.36
						26	0.27	26	0.34
						27	0.26	27	0.33
						28	0.24	28	0.31
						29	0.22	29	0.29
						30以上	0.20	30	0.28
								31	0.26
								32	0.25
								33	0.23
								34	0.22
								35以上	0.20

4 事務所、銀行及び店舗用建物 (表題改正:平11.05告示132号)

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、
全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
45,000点未満		45,000点以上 71,000点未満		71,000点以上 109,000点未満		109,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.68	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.65	5	0.66	5	0.67
6	0.58	6	0.63	6	0.64	6	0.65
7	0.53	7	0.61	7	0.63	7	0.64
8	0.49	8	0.59	8	0.61	8	0.62
9	0.45	9	0.56	9	0.59	9	0.61
10	0.41	10	0.54	10	0.57	10	0.59
11	0.37	11	0.52	11	0.55	11	0.58
12	0.33	12	0.50	12	0.53	12	0.56
13	0.28	13	0.47	13	0.52	13	0.54
14	0.24	14	0.45	14	0.50	14	0.53

15以上	0.20	15	0.43	15	0.48	15	0.51
		16	0.40	16	0.46	16	0.50
		17	0.38	17	0.44	17	0.48
		18	0.36	18	0.42	18	0.47
		19	0.34	19	0.40	19	0.45
		20	0.31	20	0.39	20	0.43
		21	0.29	21	0.37	21	0.42
		22	0.27	22	0.35	22	0.40
		23	0.25	23	0.33	23	0.39
		24	0.22	24	0.31	24	0.37
		25以上	0.20	25	0.29	25	0.36
				26	0.27	26	0.34
				27	0.26	27	0.33
				28	0.24	28	0.31
				29	0.22	29	0.29
				30以上	0.20	30	0.28
						31	0.26
						32	0.25
						33	0.23
						34	0.22
						35以上	0.20

5 劇場及び病院用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、
全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
45,000点未満		45,000点以上 71,000点未満		72,000点以上 109,000点未満		109,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.64
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.63
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.61
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.59
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.57
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.55
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.53
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.52
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.50
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.48
		16	0.32	16	0.40	16	0.46
		17	0.29	17	0.38	17	0.44
		18	0.26	18	0.36	18	0.42
		19	0.23	19	0.34	19	0.40
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.39
				21	0.29	21	0.37
				22	0.27	22	0.35
				23	0.25	23	0.33
				24	0.22	24	0.31
				25以上	0.20	25	0.29
						26	0.27
						27	0.26
						28	0.24
						29	0.22
						30以上	0.20

6 浴場用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、
全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
62,000点未満		62,000点以上 84,000点未満		84,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67
5	0.49	5	0.62	5	0.64
6	0.43	6	0.58	6	0.61
7	0.37	7	0.53	7	0.58

8	0.31	8	0.49	8	0.55
9	0.26	9	0.45	9	0.52
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49
		11	0.37	11	0.46
		12	0.33	12	0.44
		13	0.28	13	0.41
		14	0.24	14	0.38
		15以上	0.20	15	0.35
				16	0.32
				17	0.29
				18	0.26
				19	0.23
				20以上	0.20

7 工場及び倉庫用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、
全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

延べ床面積 1.0m ² 当たり再建築費評点数別区分							
31,000点未満		31,000点以上 38,000点未満		38,000点以上 <u>48,000点未満</u>		<u>48,000点以上</u>	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.64
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.63
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.61
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.59
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.57
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.55
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.53
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.52
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.50
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.48
		16	0.32	16	0.40	16	0.46
		17	0.29	17	0.38	17	0.44
		18	0.26	18	0.36	18	0.42
		19	0.23	19	0.34	19	0.40
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.39
				21	0.29	21	0.37
				22	0.27	22	0.35
				23	0.25	23	0.33
				24	0.22	24	0.31
				25以上	0.20	25	0.29
						26	0.27
						27	0.26
						28	0.24
						29	0.22
						30以上	0.20

8 土蔵用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、
全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平14.07告示409号、一部改正:平17.11告示1289号)

延べ床面積 1.0m ² 当たり再建築費評点数別区分					
<u>58,000点未満</u>		<u>58,000点以上 140,000点未満</u>		<u>140,000点以上</u>	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65
6	0.58	6	0.61	6	0.63
7	0.53	7	0.58	7	0.61
8	0.49	8	0.55	8	0.59
9	0.45	9	0.52	9	0.56
10	0.41	10	0.49	10	0.54
11	0.37	11	0.46	11	0.52
12	0.33	12	0.44	12	0.50
13	0.28	13	0.41	13	0.47
14	0.24	14	0.38	14	0.45
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43

16	0.32	16	0.40
17	0.29	17	0.38
18	0.26	18	0.36
19	0.23	19	0.34
20以上	0.20	20	0.31
		21	0.29
		22	0.27
		23	0.25
		24	0.22
		25以上	0.20

9 付属家

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平14.07告示409号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
28,000点未満		28,000点以上 43,000点未満		43,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67
5	0.49	5	0.62	5	0.64
6	0.43	6	0.58	6	0.61
7	0.37	7	0.53	7	0.58
8	0.31	8	0.49	8	0.55
9	0.26	9	0.45	9	0.52
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49
		11	0.37	11	0.46
		12	0.33	12	0.44
		13	0.28	13	0.41
		14	0.24	14	0.38
		15以上	0.20	15	0.35
				16	0.32
				17	0.29
				18	0.26
				19	0.23
				20以上	0.20

- 別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分(平成13年4月1日現在の市町村の区分による)(略)
- 別表第10 部分別損耗減点補正率基準表(略)
- 別表第11 削除
- 別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表(略)
- 別表第12の2 単位当たり標準評点数(略)
- 別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表(略)
- 別表第14 削除

- 別表第15 耐用年数に応ずる減価率表(略:償却資産関係)
- 別表第16 物価の変動に応ずる補正倍数表(略:償却資産関係)

参考:告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件
(平成17年11月18日 総務省告示第1289号)

総務省告示 第千二百八十九号
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号(固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続)の一部を次のように改正し、平成十八年度分の固定資産税から適用する。
平成十七年十一月十八日 総務大臣臨時代理 国務大臣 与謝野 馨

第1章第11節中「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区」に、「都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第3条第1項」を「都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項」に改める。
第2章第2節2の3の木造家屋評点基準表の部分別区分の表中

(1) 屋根	建物の覆蓋(ふくか)を構成する屋根小屋組(やねこやぐみ)、屋根仕上(やねあがり)及び屋根葺下地(やねふししたじ)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。		
	ア 屋根小屋組(やねこやぐみ)		
	種別	内容	
	(ア) 和小屋組(わごやぐみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)、小屋束(こやつか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやぢかひ)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(やぶき)、垂木(たるき)	を
	(イ) 洋小屋組(ようごやぐみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ちくばり)(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(あつしよう)、真東(まとう)、対東(たいとう)、釣	

	東(つりか)、方杖(ほうじょう)、小屋筋違(こやじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)
イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)	裏板(うらいた) (野地板(のいた)又は野地小舞(のじまい))、土居葺(どいぶき) (柿板(かきいた)、檜板(ひいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦棧(かわらざん)、土留棧(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんぶきしあげ)材料(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)

(1) 屋根	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根小屋組(やねこやぐみ)、屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。						
	ア 屋根小屋組(やねこやぐみ)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 和小屋組(わごやぐみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)、小屋束(こやつか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 洋小屋組(ようごやぐみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、陸梁(りくばり)(梁狭(はりばさ)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(あつしょう)、真束(まつか)、対束(たいつか)、釣束(つりつか)、方杖(ほうじょう)、小屋筋違(こやじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 和小屋組(わごやぐみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)、小屋束(こやつか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)	(イ) 洋小屋組(ようごやぐみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(りくばり)(梁狭(はりばさ)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(あつしょう)、真束(まつか)、対束(たいつか)、釣束(つりつか)、方杖(ほうじょう)、小屋筋違(こやじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)
種別	内容						
(ア) 和小屋組(わごやぐみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)、小屋束(こやつか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)						
(イ) 洋小屋組(ようごやぐみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(りくばり)(梁狭(はりばさ)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(あつしょう)、真束(まつか)、対束(たいつか)、釣束(つりつか)、方杖(ほうじょう)、小屋筋違(こやじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)						
	イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)						
	裏板(うらいた) (野地板(のいた)又は野地小舞(のじまい))、土居葺(どいぶき) (柿板(かきいた)、檜板(ひいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦棧(かわらざん)、土留棧(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんぶきしあげ)材料(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)						

(4) 柱・壁体	建物の壁体骨組(へきたいねぐみ)を構成する部分のうち土台、柱及び枠組壁体(わくぐみへたい)等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 土台</td> <td>側土台(かたどい)、間仕切土台(まじきりどい)、火打土台(ひうちどい)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 柱</td> <td>通柱(とおししら)、管柱(くだしら)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 枠組壁体</td> <td>上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)</td> </tr> <tr> <td>(エ) その他</td> <td>筋違(すじかい)、方杖(ほうじょう)、胴差(どうさし)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 土台	側土台(かたどい)、間仕切土台(まじきりどい)、火打土台(ひうちどい)	(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)	(ウ) 枠組壁体	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)	(エ) その他
種別	内容									
(ア) 土台	側土台(かたどい)、間仕切土台(まじきりどい)、火打土台(ひうちどい)									
(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)									
(ウ) 枠組壁体	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)									
(エ) その他	筋違(すじかい)、方杖(ほうじょう)、胴差(どうさし)									

(4) 柱・壁体	建物の壁体骨組(へきたいねぐみ)を構成する部分のうち土台、柱及び木製(もくせい)パネル等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 土台</td> <td>側土台(かたどい)、間仕切土台(まじきりどい)、火打土台(ひうちどい)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 柱</td> <td>通柱(とおししら)、管柱(くだしら)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 木製パネル</td> <td>横框(よこがま)、縦框(たてがま)、横中棧(よこなかざん)、縦中棧(たてなかざん)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 枠組壁体</td> <td>上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)</td> </tr> <tr> <td>(オ) その他</td> <td>筋違(すじかい)、方杖(ほうじょう)、胴差(どうさし)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 土台	側土台(かたどい)、間仕切土台(まじきりどい)、火打土台(ひうちどい)	(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)	(ウ) 木製パネル	横框(よこがま)、縦框(たてがま)、横中棧(よこなかざん)、縦中棧(たてなかざん)	(エ) 枠組壁体	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)	(オ) その他
種別	内容											
(ア) 土台	側土台(かたどい)、間仕切土台(まじきりどい)、火打土台(ひうちどい)											
(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)											
(ウ) 木製パネル	横框(よこがま)、縦框(たてがま)、横中棧(よこなかざん)、縦中棧(たてなかざん)											
(エ) 枠組壁体	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)											
(オ) その他	筋違(すじかい)、方杖(ほうじょう)、胴差(どうさし)											

改める。

第2章第2節四中「第2章第1節及び第2節」を「第2章第1節、第2節及び第4節一」に改める。

第2章第3節2の非木造家屋評点基準表の部分別区分の表中「れんが、コンクリートブロック造」を「コンクリートブロック造」に、「れんが又はコンクリートブロック」を「コンクリートブロック」に改める。

第2章第3節四中「第2章第1節及び第3節」を「第2章第1節、第3節及び第4節一」に改める。

第2章第4節一中「平成15年度」を「平成18年度」に改め、同節一1中「0.96」を「0.98」に改め、同節一2中「0.96」を「0.95」に改める。

第2章第4節二中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同節二1(1)の表を次のように改める。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.90	大分市	0.90
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		

第2章第4節三中「平成15年度」を「平成18年度」に、「平成15年1月1日」を「平成18年1月1日」に、「平成14年1月2日」を「平成17年1月2日」に改め、同節三2中「平成14年度」を「平成17年度」に改める。

第2章第4節四中「平成16年度又は平成17年度」を「平成19年度又は平成20年度」に、「平成16年1月1日又は平成17年1月1日」を「平成19年1月1日又は平成20年1月1日」に、「平成15年1月2日又は平成16年1月2日」を「平成18年1月2日又は平成19年1月2日」に改め、同節四2中「平成15年度」を「平成18年度」に、「平成16年度」を「平成19年度」に、「平成17年度」を「平成20年度」に改める。

第2章第4節五中「平成15年度」を「平成18年度」に、「平成15年1月1日」を「平成18年1月1日」に改める。

第2章第4節六中「平成16年度又は平成17年度」を「平成19年度又は平成20年度」に、「平成16年1月1日又は平成17年1月1日」を「平成19年1月1日又は平成20年1月1日」に改める。

別表第2中「遠田郡 南郷町」を「遠田郡 美里町」に、「鮎海郡 平田町」を「酒田市」に、「真壁郡 真壁町」を「桜川市」に、「白根市」を「新潟市」に、「船井郡 園部町」を「南丹市」に、「三豊郡 豊中町」を「三豊市」に、「北諸県郡 高崎町」を「都城市」に、「平鹿郡 雄物川町」を「横手市」に、「塩山市」を「甲州市」に、「宇陀郡 大宇陀町」を「宇陀市」に、「東伯郡 大栄町」を「東伯郡 北栄町」に、「南高来郡 南串山町」を「雲仙市」に改める。

別表第7の2中「稗貫郡 大迫町」を「花巻市」に、「那須郡 黒羽町」を「大田原市」に、「船井郡 丹波町」を「船井郡 京

丹波町」に、「有田郡 清水町」を「有田郡 有田川町」に、「佐波郡 徳地町」を「山口市」に、「吾川郡 吾川村」を「吾川郡 仁淀川町」に改める。

別表第91中

「45,000点未満	45,000点以上 72,000点未満	72,000点以上 112,000点未満	112,000点以上	を	「45,000点未満	45,000点以上 71,000点未満	71,000点以上 111,000点未満	111,000点以上
------------	------------------------	-------------------------	------------	---	------------	------------------------	-------------------------	------------

に改め、同表2中

「49,000点未満	49,000点以上 85,000点未満	85,000点以上 111,000点未満	111,000点以上	を	「48,000点未満	48,000点以上 84,000点未満	84,000点以上 109,000点未満	109,000点以上
------------	------------------------	-------------------------	------------	---	------------	------------------------	-------------------------	------------

に改め、同表3中

「46,000点未満	46,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 118,000点未満	118,000点以上 148,000点未満	148,000点以上	」を
------------	------------------------	-------------------------	--------------------------	------------	----

「46,000点未満	46,000点以上 73,000点未満	73,000点以上 116,000点未満	116,000点以上 145,000点未満	145,000点以上	」
------------	------------------------	-------------------------	--------------------------	------------	---

に改め、同表4中

「45,000点未満	45,000点以上 72,000点未満	72,000点以上 111,000点未満	111,000点以上	を	「45,000点未満	45,000点以上 71,000点未満	71,000点以上 109,000点未満	109,000点以上
------------	------------------------	-------------------------	------------	---	------------	------------------------	-------------------------	------------

に改め、同表5中

「45,000点未満	45,000点以上 72,000点未満	72,000点以上 111,000点未満	111,000点以上	を	「45,000点未満	45,000点以上 71,000点未満	71,000点以上 109,000点未満	109,000点以上
------------	------------------------	-------------------------	------------	---	------------	------------------------	-------------------------	------------

に改め、同表6中

「63,000点未満	63,000点以上 85,000点未満	85,000点以上	を	「62,000点未満	62,000点以上 84,000点未満	84,000点以上
------------	------------------------	-----------	---	------------	------------------------	-----------

に改め、同表7中

「31,000点未満	31,000点以上 38,000点未満	38,000点以上 49,000点未満	49,000点以上	を	「31,000点未満	31,000点以上 38,000点未満	38,000点以上 48,000点未満	48,000点以上
------------	------------------------	------------------------	-----------	---	------------	------------------------	------------------------	-----------

に改め、同表8中

「59,000点未満	59,000点以上 143,000点未満	143,000点以上	を	「58,000点未満	58,000点以上 140,000点未満	140,000点以上
------------	-------------------------	------------	---	------------	-------------------------	------------

に改める。